

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2

物品・役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
電波監視業務連絡用無線局の通信回線契約(電生動物)	支出負担行為担当官 栗沼 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	株式会社オプテージ 大阪市中央区城見2-1-5	9120001062589	会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第3号 本件は、当局に設置している連絡用無線局の制御部と近畿地方整備局生駒無線中継所に設置している無線設備本体をIP回線で接続し、通話品質の確保及び状態監視を行うために必要な回線契約を行うものである。回線については令和3年度に株式会社オプテージから調達しており、本年度も継続使用する必要があるため。	同種の他の契約の予定価格を類推される恐れがあるため公表しない	1,201,200円	-	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借契約(彦根)	支出負担行為担当官 栗沼 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,333,200円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借契約(園部)	支出負担行為担当官 栗沼 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,069,200円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借契約(港)	支出負担行為担当官 栗沼 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,361,352円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借契約(淀川)	支出負担行為担当官 栗沼 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		927,828円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借契約(阿倍野)	支出負担行為担当官 栗沼 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,427,856円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借契約(泉佐野)	支出負担行為担当官 栗沼 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		1,320,000円	100%	-				
電波監視用施設の設置に伴う建物賃貸借契約(天理)	支出負担行為担当官 栗沼 宏之 近畿総合通信局 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	令和6年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、非公表とする。		会計法第29条の3第4項 電気通信設備を機能させるに唯一最適な場所であるため。		924,000円	100%	-				